

一．低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第53条第1項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第54条第2項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

（一）適合性確認機関（※1）が作成した適合証（※2）を提出する場合		
1．	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）	5,800円
2．	1以外の建築物（※3）	
	（1）住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	94,700円
	（2）非住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	149,000円

（二）（一）以外の場合		
1．	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）	
	誘導仕様基準による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	22,200円
	仕様・計算併用法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	33,200円
	標準計算法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	44,900円
2．	1以外の建築物（※3）	
	（1）住宅部分	
	誘導仕様基準による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	256,000円
	標準計算法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	329,000円
	（2）非住宅部分	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	361,000円
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	758,000円

※1 人の居住以外の用途に供する部分を有する建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
人の居住以外の用途及び人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関として登録を受けた者に限る。

※2 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

※3 一戸建て住宅以外の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、それぞれの部分が存在しない場合は当該部分の額は加算しない。